

# 学則変更の趣旨等を記載した書類

## 1 学則変更（収容定員変更）の内容

令和9年度（2027年度）から、下記のとおり、入学・収容定員の変更を行う。

- 食物栄養科の入学定員を70人から60人（10人減）  
収容定員を140人から120人（20人減）
- 保育科の入学定員を110人から80人（30人減）  
収容定員を220人から160人（60人減）

入学・収容定員の変更の内容

区 分	変 更 後				変 更 前	
	2028（令和10）年 4月1日～		2027（令和9）年 4月1日～		～2027（令和9）年 3月31日	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物栄養科	60* <sup>2</sup>	<u>120</u>	<u>60</u> * <sup>2</sup>	<u>130</u>	<u>70</u> * <sup>1</sup>	<u>140</u>
保 育 科	80	<u>160</u>	<u>80</u>	<u>190</u>	<u>110</u>	<u>220</u>
専 攻 科 保 育 専 攻	25	50	25	50	25	50
短 期 大 学 全 体	165	<u>330</u>	<u>165</u>	<u>370</u>	205	410

\* 下線は変更部分

\*1 食物栄養科の内訳（栄養士コース 50人、パティシエコース 20人）

\*2 食物栄養科の内訳（栄養士コース 40人、パティシエコース 20人）

## 2 学則変更（収容定員変更）の必要性

食物栄養科、保育科、専攻科保育専攻からなる本学は、「智と情と勇気をそなえ、実践を貴んで、社会に貢献する人間を育成する」という教育理念のもと、栄養士、製菓衛生師、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等、「食と健康」、「教育と児童福祉」の分野で「社会に貢献しうる」専門職の養成に努めてきた。常に社会のニーズを踏まえつつ、現在まで数多くの教

育改革（GP 採択事業 7 件、AP 採択事業 1 件を含む）に取り組んできたが、それらは一貫してこの『社会に貢献しうる』専門職の養成』の充実を目指したものである。また、大学の強み・弱みを分析しながら教育活動を中心とした大学改革に全学をあげて取り組んでおり、私立大学等改革総合支援事業の選定により財政基盤の支援を得ながら、毎年度努力を重ね続けている。

食物栄養科は、山梨県内で唯一の栄養士養成施設として 1948（昭和 23）年より今日まで、山梨県とその近隣地域において栄養士養成校としての伝統と実績を築いてきた。2010（平成 22）年 4 月、同一設置者が開設する山梨学院大学に管理栄養士養成を担う健康栄養学部管理栄養学科（入学定員 40 人）を新設したことを契機に短期大学の再編を行った。従来の栄養士養成を目的とした「栄養士コース」（入学定員 80 人）に、あらたに山梨県の食文化を創造し食料品製造業における食品衛生に寄与するパン・菓子分野の専門職を養成する「フードクリエイトコース」（入学定員 30 人、2017（平成 29）年度に「パティシエコース」に名称変更）を新設した。今日まで、地域の食分野を支える栄養士及び製菓衛生師の人材育成を担い、地域に根差す短期大学として高等教育の一翼を担う責任を果たしてきた。

保育科は、1967（昭和 42）年より今日まで、山梨県とその近隣地域において保育士及び幼稚園教諭の養成校としての伝統と実績を築いてきた。2003（平成 15）年には、それまで認定されていた幼稚園教諭二種免許状のほか小学校教諭二種免許状の教職課程認定を受け、保幼小接続を踏まえた幼児教育・保育の専門職を育成し得る人材育成を担い、地域に根差す短期大学として高等教育の一翼を担う責任を果たしてきた。

日本の 18 歳人口は年々減少の傾向にあり、特に人口流出が明らかな山梨県においては、その減少は大学経営に多大な影響を与える。近年では女子学生の四年制大学への進学志向が高まり、食分野においては、医療や福祉、教育等の多岐にわたる分野で管理栄養士の職務が高度化したことにより、管理栄養士に対する社会的ニーズも高くなっている。また、保育・幼児教育の分野においても女子学生の四年制大学への進学志向が高まりを見せており、近年のいわゆるコロナ禍による遠隔授業の特例から、大都市圏に立地する幼児教育・保育に係る四年制大学にも、事実上、地元山梨にいながらにして在籍が可能となるなどの実態を契機として、幼稚園教諭や保育士を志す者の県外流出も加速している。

このような背景から、食物栄養科においては、学生確保が非常に厳しくなることを想定し、2024（令和 6）年度からパティシエコースの入学定員はそのままとして栄養士コースの入学定員の見直しを行い、入学定員 70 人（栄養士コース 50 人、パティシエコース 20 人、収容定員 140 人）として改めた。

また、保育科においても、2025（令和 7）年度から入学定員の見直しを行い、入学定員 110 人（収容定員 220 人）として改めた。

食物栄養科、保育科ともに、ここ 5 年間の入学者数平均は新たに設定する入学定員（食物栄養科 60 人、保育科 80 人）は充足できていることから、今後の 18 歳人口の減少を踏まえれば、2027（令和 9）年度からの入学定員の変更については妥当と考えられる。

以上より、2027（令和 9）年度から食物栄養科の入学定員を現在の 70 人から 10 人減じて 60 人に、保育科の入学定員を現在の 110 人から 30 人減じて 80 人とし、定員設定の適正化を図りたい。

### 3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### （1）教育課程の変更内容

このたびの収容定員変更に伴う教育課程の変更は行わない。したがって、定員変更の後も、栄養士養成及び製菓衛生師養成、並びに保育士養成及び幼稚園・小学校教諭養成にて指定されたカリキュラムに則って、より一層きめ細やかな教育活動を行っていく。なお、入学定員の減少に伴い栄養士養成課程及び保育士養成課程の認定基準に従った食物栄養科（栄養士コース）及び保育科の各年次におけるクラス数の見直しを行う。

#### （2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

栄養士養成を担う食物栄養科栄養士コースにおいては、入学定員を 50 人から 40 人に減じた後は栄養士養成課程に求められる 40 人 1 クラス（再履修者を含めた超過限度は 1 割増しの 44 人まで）を前提として、引き続き少人数での授業運営を行う。

また、保育士及び幼稚園・小学校教諭の養成を担う保育科においても、保育士養成課程に求められる 1 クラスの適正人数を遵守し 2 クラス編成として教育の質の保証を引き続き維持する。

本学は、2016（平成 28）年度に採択された「大学教育再生加速プログラム」（AP）事業を通して、「学内・学外の協働により、専門職として社会に貢献しうる力を卒業時に学生が確実に身につける」ことを目指し、『PROPERTIES』と称する全学的な教育改革に取り組んでいる。本事業では、「①「学修成果（DP）を『専門的知識（Professional Knowledge）』『専門的実践力（Professional Performance）』『総合的人間力（Total Abilities）』の 3 つの要素で概念化」、「②タブレット活用による『学修支援システム PROPERTIES e-learning』の構築及びオンライン学修による主体的な学びの促進」、「③学修成果を学内外の両輪で評価するための仕組みづくり（「学外助言評価委員会」の新設、「学修成果に対する外部評価」の導入）、「④学修成果を目に見える形で社会に提示（「学修成果レーダーチャート」の導入）を 4 つの柱として、卒業時における質保証の取組を強化している。この取組を推進するために、学生一人一人にタブレット端末（iPad）を貸与している。タブレット端末の貸与及び『学修支援システム PROPERTIES e-learning』の提供は、学生の主体的な学びを促進し、学修時間の増加をもたらした。また、2020（令和 2）年に発生した新型コロナウイルス感染症に対する拡大防止対策として行ったオンライン（遠隔）授業においても、これらの ICT ツールが既に導入されていたことによりスムーズな授業運営を展開することができた。

収容定員変更後も引き続き『PROPERTIES』で培った教育の質保証に係るノウハウを積極的に活用するとともに、教育環境の整備や教育方法の改善に取り組んでいく。

#### （3）教員組織の変更内容

収容定員変更に伴う教員研究実施組織の変更は行わない。入学定員を減じた後も、短期大学設置基準や各種の課程認定基準を遵守していく。

なお、収容定員の減少（食物栄養科・保育科において 410 人→330 人）により、学生への

一層のきめ細やかな学修支援・進路支援・生活支援が期待される。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

収容定員変更に伴う施設・設備の変更の予定はなく、同一設置者が開設する山梨学院大学を含めた学園全体に亘る施設・設備の変更も計画してはいないが、今後も教育環境の充実に努めていく。